

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正について

平成20年7月  
鉄道局財務課

## 1. 改正の背景

今国会において、継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、市町村等の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより、その路線における輸送の維持を図るための事業として鉄道事業再構築事業を創設し、地域公共交通特定事業に追加すること等を内容とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号。以下「改正法」という。）が成立し、5月30日に公布されたことを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）について、所要の改正を行うこととします。

## 2. 改正の概要

### （1）事業構造の変更の内容について【法第2条第9号の2関係】

法第2条第9号の2二の規定により省令で定めることとされている事業構造の変更の内容は、鉄道用地等の重要な資産の譲渡及び譲受とします。

### （2）鉄道事業再構築実施計画の作成について合意が必要な者について【法第25条の2第1項関係】

鉄道事業再構築実施計画の作成について合意が必要な者は、以下の通り定めるとします。

- ①当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者
- ②そのほか、関係する都道府県その他の市町村が必要と認める者

### （3）鉄道事業再構築実施計画に記載する内容【法第25条の2第2項関係】

鉄道事業再構築実施計画に記載する内容は、以下の通り定めるとします。

- ①地域公共交通総合連携計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施する事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ②そのほか、鉄道事業再構築事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

### （4）鉄道事業再構築実施計画の認定申請の方法【法第25条の3第8項関係】

鉄道事業再構築実施計画の認定の申請をするときは、以下の書類を提出することとします。

- ①以下の事項を記載した申請書

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・ 法第25条の2第2項各号に掲げる事項
- ②鉄道事業法の特例規定の適用を受けようとする場合の記載事項及び添付書類

また、変更の認定の申請をするときは、以下の書類を提出することとします。

①以下の事項を記載した申請書

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・ 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること）
  - ・ 変更の理由
  - ・ 変更前の鉄道事業再構築実施計画に係る鉄道事業再構築事業の実施状況を記載した添付書類
- ②鉄道事業法の特例規定の適用を受けようとする場合の記載事項及び添付書類

(5) その他

その他所要の規定の整備を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成20年8月下旬

施行：平成20年10月1日